

20241120G局第1号  
20241120資庁第1号  
環地温発第2411223号  
令和6年11月25日

経済産業省脱炭素成長型経済構造移行推進審議官  
経済産業省資源エネルギー庁長官  
環境省地球環境局長

## 電気事業者ごとの未調整排出係数、基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下「算定省令」という。）第2条第5項第1号の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数並びに温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「報告命令」という。）第20条の2第1項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数の算出並びに公表について、下記のとおり定める。

なお、「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（20240517産局第1号・20240522資庁第1号・環地温発第2405225号）は、令和6年11月25日をもって廃止する。

## 記

### 1. 総論

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）及びこれに基づく命令に基づき、特定排出者（温対法第26条第1項に規定する特定排出者をいう。以下同じ。）が事業活動に伴う温室効果ガスの排出（温対法第2条第4項で定めるものをいう。以下同じ。）の量を国に報告する際、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量については、原則として国が公表した電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者（以下単に「小売電気事業者」という。）及び同項第9号に規定する一般送配電事業者（以下単に「一般送配電事業者」という。）をいう。以下同じ。）ごとの排出係数を用いて算定することとされている。

また、温対法第60条の規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、事業者が

行う他の者の温室効果ガスの排出量の削減等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をすることとされている。

上記の規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、

- ①特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定の適正な実施を確保し、自主的な二酸化炭素排出量の削減に資するため、
- ②事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出量の削減等に寄与する取組を促進するため、

電気事業者ごとに未調整排出係数、基礎排出係数及び調整後排出係数（以下「係数等」という。）並びにこれらを求めるために必要となった情報を収集するとともに、その内容を確認し、当該係数等を特定排出者の温室効果ガス算定排出量の算定の対象となる年度（以下「排出量算定対象年度」という。）に公表することとする。

#### （１）未調整排出係数の算出方法

未調整排出係数は、電気事業者がそれぞれ供給（小売）した電気の発電に伴い、算定省令別表第１（２９の項から３５の項までを除く。以下同じ。）に定める燃料又は都市ガスの燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量（ $t\text{-CO}_2$ ）（以下「未調整二酸化炭素排出量」という。）を、当該電気事業者が供給した電力量（ $kWh$ ）（以下「販売電力量」という。）で除して算出する。

#### （２）未調整二酸化炭素排出量及び販売電力量の把握対象期間

未調整排出係数の算出に利用する未調整二酸化炭素排出量及び販売電力量は、排出量算定対象年度の前年度（以下「係数等算出対象年度」という。）における未調整二酸化炭素排出量及び販売電力量とする。ただし、今後新たに電気事業者として電気を供給する事業に参入する者（以下「新規参入者」という。）の参入年度及び参入の次年度における未調整排出係数の算出については、別紙１に定める方法による。

#### （３）未調整二酸化炭素排出量の把握

未調整二酸化炭素排出量は、電気事業者が自ら発電をしたか、他の者が発電した電気を購入したかを問わず、当該電気事業者が供給した電気全体に係るものとする。

#### （４）販売電力量の把握

係数等の算出に使用する電気事業者の販売電力量は、使用端における電気の供給量とする。

#### （５）基礎排出係数の算出方法

基礎排出係数は、未調整二酸化炭素排出量に、再生可能エネルギーの固定価格

買取制度（以下単に「固定価格買取制度」という。）による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力量相当量に固定価格買取制度以外で国への設備登録が完了した非化石電源（以下「非 FIT 非化石電源」という。）からの調達量（以下「非 FIT 非化石電気」という。）を加えた電力量（以下「固定価格買取・非 FIT 非化石電気の調達による調整電力量」という。別紙 8 参照）に、毎年度環境省及び経済産業省が公表する全国平均係数を乗じて算定した二酸化炭素排出量（以下「固定価格買取・非 FIT 非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量」という。別紙 8 参照）を加えた二酸化炭素排出量から、電気事業者が排出量調整無効化（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量（国内又は海外における他の者の温室効果ガスの排出量の削減等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の移転ができない状態にすることをいう。以下同じ。）した、別紙 6 に掲げる国内認証排出削減量（再生可能エネルギー電気（太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）及び証書化（非化石価値の利用確定処理を行うことをいう。以下同じ。）した非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成 22 年経済産業省令第 43 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する非化石証書をいう。以下同じ。）に係る二酸化炭素削減相当量（以下「国内認証排出削減量等」という。）を控除した量（以下「基礎二酸化炭素排出量」という。）を、当該電気事業者の販売電力量で除して算出する。

また、料金メニューに応じた基礎排出係数（以下「メニュー別基礎排出係数」という。別紙 9 参照）は、当該電気事業者全体の未調整二酸化炭素排出量及び販売電力量を料金メニューごとに仕分してメニュー別の未調整二酸化炭素排出量（以下「メニュー別未調整二酸化炭素排出量」という。）を算定し、そのメニュー別未調整二酸化炭素排出量に、料金メニューごとの固定価格買取・非 FIT 非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量を加えた二酸化炭素排出量から、電気事業者が排出量調整無効化又は証書化（以下「排出量調整無効化等」という。）した国内認証排出削減量等を料金メニューごとに控除することにより算定したメニュー別基礎二酸化炭素排出量（以下「メニュー別基礎二酸化炭素排出量」という。）を、当該電気事業者の料金メニューごとの販売電力量で除して算出することができる。

#### （6）調整後排出係数の算出方法

調整後排出係数は、未調整二酸化炭素排出量に、固定価格買取・非 FIT 非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量を加えた二酸化炭素排出量から、電気事

業者が排出量調整無効化等した国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量並びに非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量（以下「国内及び海外認証排出削減量等」という。）を控除した量（以下「調整後二酸化炭素排出量」という。）を、当該電気事業者の販売電力量で除して算出する。

また、料金メニューに応じた調整後排出係数（以下「メニュー別調整後排出係数」という。別紙9参照）は、当該電気事業者のメニュー別未調整二酸化炭素排出量を算定し、そのメニュー別未調整二酸化炭素排出量に、料金メニューごとの固定価格買取・非FIT非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量を加えた二酸化炭素排出量から、電気事業者が排出量調整無効化等した国内及び海外認証排出削減量等を料金メニューごとに控除することにより算定したメニュー別調整後二酸化炭素排出量（以下「メニュー別調整後二酸化炭素排出量」という。）を、当該電気事業者の料金メニューごとの販売電力量で除して算出することができる。

#### （7）係数等の公表までの手続

排出量算定対象年度において、以下の手続により、事業者別の係数等を公表する。

##### 【手続】

- ① 電気事業者は、係数等算出対象年度における未調整二酸化炭素排出量、基礎二酸化炭素排出量及び調整後二酸化炭素排出量並びに販売電力量を基に事業者別の係数等を算出し、算出結果を裏付ける資料（以下「根拠資料」という。）とともに環境省及び経済産業省に提出する。

また、メニュー別基礎排出係数及びメニュー別調整後排出係数（以下「メニュー別排出係数」という。）の公表を希望する電気事業者は、事業者別の係数等とは別に、算出したメニュー別排出係数を根拠資料とともに環境省及び経済産業省に提出する。

※ 算出した係数等及び根拠資料の提出は、係数等算出対象年度に電気の小売供給実績のある電気事業者が、特定排出量の排出量算定対象年度に行うものとする（ただし、電気の小売供給実績がない電気事業者であっても、固定価格買取制度により買取りした電気を他の電気事業者に相対契約により卸販売した場合又は卸電力取引市場において卸販売を行った場合には、卸販売先と卸販売量を表12の2に記載して環境省及び経済産業省に提出するものとする。）。

※ 電気事業者は、基礎二酸化炭素排出量及び調整後二酸化炭素排出量の調整に用いた国内及び海外認証排出削減量等の排出量調整無効化等に係る情報についても、根拠資料として環境省及び経済産業省に提出するものとする。

※ 日本卸電力取引所を介して行う電気の販売（以下「取引所販売」という。）

を発電に供された事業所を明確にして行った電気事業者については、日本卸電力取引所の未調整排出係数の作成（別紙4参照）の用に供するため、環境省及び経済産業省に提出した根拠資料のうち表6の2を日本卸電力取引所に提出して、内容確認を受けることとする。

- ② 環境省及び経済産業省は、提出された事業者別の係数等及び根拠資料の内容を確認する。

また、メニュー別排出係数が電気事業者から提出された場合には、その係数及び根拠資料の内容を併せて確認する。

なお、根拠資料のうち、電気事業者又は電気の調達に関わる他の者の権利利益を害するおそれがあるものとして電気事業者より申出が行われた資料については、当該資料の内容を確認した後に当該電気事業者へ返却する。

- ③ 環境省及び経済産業省は、内容を確認した事業者別の基礎排出係数及び調整後排出係数を取りまとめ、電気事業者の名称とともにウェブサイト（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度のウェブサイトをいう。以下同じ。）にて公表する。併せて、未調整排出係数についてもウェブサイトにて公表する。

また、複数のメニュー別排出係数を提出した電気事業者については、メニュー別排出係数とともに、事業者別の基礎排出係数及び調整後排出係数を参考値としてウェブサイトにて公表する。

なお、係数等が異常に低い値又は異常に高い値（以下「異常値」という。）となる場合、代替値にて公表する。その際、代替値を使用して算出した電気の受電電力量を減じ、これを販売電力量で除したものを百分率により表示した割合（以下「把握率」という。）を公表するとともに、電気事業者より提出された発電時の排出量が個別に把握できなかった理由も付記する。

注）代替値は、各電気事業者が把握した排出量のうち発電時の排出量が個別に把握できない事業者に対して用いる係数であり、また、係数等が異常値となる場合にも用いられる。代替値は、総合エネルギー統計における事業用発電（揚水発電を除く。）と自家用発電（自家用発電の自家消費及び電気事業者への供給分をいう。）を合計した排出係数の直近5カ年平均を国が算出したものとする。

注）異常値は、係数等が負となるもの（ただし、非化石電源の調達や非化石証書等の購入による事業者別の係数等若しくはメニュー別排出係数の低減を目指した結果として負となったとみなされる電気事業者を除く。）又は算定省令別表第1の第5欄に掲げる係数及び平均熱効率から算出されたものとして最も係数が大きな1.40 kg-CO<sub>2</sub>/kWhを超えるもの。

## （8）事業者別の係数等の更新

(7) の手続により、次に掲げる場合を除き、事業者別の係数等及び代替値を毎年更新の上、秋頃を目処に公表する。

- ① 新規参入者にあつては、当該新規参入者が事業を開始した年度及びその次の年度においては、別紙 1 に定める時期にウェブサイトにて公表する。
- ② メニュー別排出係数の公表を希望する電気事業者にあつては、別紙 9 に定める時期にウェブサイトにて公表する。

## 2. 未調整二酸化炭素排出量の算定方法

未調整二酸化炭素排出量は、以下の(1)、(2)及び(3)の合計量とする。

なお、自社電源に由来する電気や他の者から調達した電気であっても、他の電気事業者又は日本卸電力取引所(以下「電気事業者等」という。)に販売した場合(小売供給しなかった場合)は、別紙 2 に定める方法により、当該電気を販売した者の未調整二酸化炭素排出量から控除するものとする。また、発電所所内消費に伴い排出される二酸化炭素排出量は未調整二酸化炭素排出量には含めないものとする。

### (1) 自社電源に由来する電気

算定省令別表第 1 に定める燃料の使用量に燃料種ごとの単位発熱量、燃料種別排出係数及び 44/12 を乗じて未調整二酸化炭素排出量を算定する(別紙 3 の点線内の部分を参照)。

注) 発熱量は、高位発熱量とする。以下同じ。

なお、燃料として都市ガスを使用し、その調達先の算定省令第 2 条第 3 項第 1 号に規定するガス事業者別の基礎排出係数が公表されている場合、都市ガスの使用量に当該基礎排出係数を乗じて未調整二酸化炭素排出量を算定する。ガス事業者別の基礎排出係数が公表されていない場合、代替値を乗じて算定する。

### (2) 他の者から調達した電気

他の者から調達した電気の未調整二酸化炭素排出量については、別紙 3 の未調整二酸化炭素排出量の算定フロー図に従い、以下の調達先より得られる情報に応じて把握する。

#### ア 電源が特定できる場合

契約等に基づき電源が特定できる場合については、調達先より得られる情報内容に応じ、以下の順番で未調整二酸化炭素排出量を算定する。

##### ① 燃料種ごとの使用量が把握できる場合

燃料使用量に燃料種ごとの単位発熱量、燃料種別排出係数及び 44/12 を乗じて算定する。

なお、燃料として都市ガスを使用し、その調達先の算定省令第 2 条第 3 項第 1 号に規定するガス事業者別の基礎排出係数が公表されている場合、都市

ガスの使用量に当該基礎排出係数を乗じて未調整二酸化炭素排出量を算定する。ガス事業者別の基礎排出係数が公表されていない場合、代替値を乗じて算定する。

② 燃料種ごとの発熱量の総量が把握できる場合

燃料種ごとの発熱量の総量に燃料種別排出係数（燃料として都市ガスを使用している場合、 $0.0140(t-C/GJ)^1$ を用いる。以下同じ。）及び44/12を乗じて算定する。

③ 燃料種ごとの受電電力量（小売供給した部分に限る。以下同じ。）が把握できる場合

燃料種ごとの受電電力量を発電端熱効率で除したものに燃料種別排出係数及び44/12を乗じて算定する。

注）発電端熱効率としては、実測等に基づくもののほか、平均熱効率を用いることができる。以下同じ。

④ 燃料区分及び発熱量の総量が把握できる場合

燃料区分（石油、石炭、LNG）ごとの発熱量に燃料区分別排出係数及び44/12を乗じて算定する。

⑤ 燃料区分及び受電電力量が把握できる場合

燃料区分ごとの受電電力量を燃料区分ごとの発電端熱効率で除したものに燃料区分別排出係数及び44/12を乗じて算定する。

イ 電源は特定できないが、事業者又は事業所（以下「事業者等」という。）単位の情報から算定できる場合

受電電力量に事業者等ごとの未調整排出係数を乗じて算定する。

なお、事業者等ごとの未調整排出係数としては以下のものが考えられる。

① 日本卸電力取引所の未調整排出係数

日本卸電力取引所の未調整排出係数の算出は別紙4に定める方法による。

② 発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者（以下「発電者」という。）の事業所別の未調整排出係数

契約等に基づき、調達した電気の発電に供された事業所が特定される場合については、事業所単位で算出された未調整排出係数を用いることができる。当該事業所単位の未調整排出係数は、ア①と同様に係数等算出対象年度に当該事業所において発電のために投入した算定省令別表第1に定める燃料又は都市ガスの使用量に燃料種ごとの単位発熱量、燃料種別排出係数及び44/12を乗じたものを当該事業所で発電した電気の量で除することにより発電者が算出し、算出の結果を電気事業者に提供する。

③ 電気事業者及び発電者の事業者別の未調整排出係数

<sup>1</sup> 日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2022 年における一般ガスの 2020 年度の炭素排出係数

調達した電気について、調達先の事業者別の未調整排出係数（電気事業者にとっては使用端二酸化炭素排出係数。発電者にとっては発電端二酸化炭素排出係数）が得られる場合は、これを用いて算出する。この場合、電気事業者の事業者別の未調整排出係数については、国による公表が行われているか否かに関わらず、国が定める算出方法に従って前年度の実績値を用いて算出された排出係数を用い、発電者の事業者別の未調整排出係数については、係数等算出対象年度の係数を用いることとする。

また、同一事業者からの調達について、事業所単位の未調整排出係数と事業者単位の未調整排出係数の両方を用いて自らの未調整排出係数を算出する場合においては、当該事業所単位の未調整排出係数に乗じた受電電力量を控除した電力量を事業者単位の未調整排出係数に乗じるものとする。

④ 電気事業法第2条第1項第15号の4に規定する特定卸供給事業者（以下単に「特定卸供給事業者」という。）の未調整排出係数

特定卸供給に係る取引により特定卸供給事業者から調達した電気については、特定卸供給事業者が②及び③に定める算出方法に従って算出した事業所等別の未調整排出係数を用いることとする。

注) 発電者が事業者別の未調整排出係数と事業所別の未調整排出係数の両方を算出して電気事業者に提供する場合においては、事業者別の未調整排出係数の算出に当たり、電気事業者が事業所別の未調整排出係数を用いて未調整排出係数を算出した電気に相当する燃料の使用量及び発電した電気の量を控除する。

注) 計画値同時同量制度を採用している場合の発電者から供給を受けた電気に係る未調整二酸化炭素排出量については、①発電者と小売電気事業者の間の卸売契約に基づき計画どおりの発電量が供給されたと見なして算定する方法、又は②発電者が供給する卸電力量の電源構成に基づき算出する方法のいずれかを用いて算出することとする。

注) 小売電気事業者が発電バラシンググループから調達した電気に係る未調整排出係数については、当該発電バラシンググループの発電量調整供給契約単位の平均係数を使用することとする。

なお、調達先との間で締結した契約において特定の発電所から電気を調達することとしている場合には、その当該調達に係る電力量は発電量調整供給契約単位の平均係数算出上、控除するものとする。

注) 電気事業者が一般送配電事業者からインバランス供給された電気に係る未調整排出係数については、一般送配電事業者が算出し、国が公表する係

数又は全国平均係数を使用することとする。(沖縄地域については、原則、沖縄電力株式会社が算出し、国が公表する一般送配電事業者の係数を使用することとする。)

#### ウ その他

他の者から調達した電気について、上記ア又はイいずれの方法によっても未調整二酸化炭素排出量を算定することが困難である場合は、当該受電電力量に代替値を乗じて未調整二酸化炭素排出量を算定する。

#### (3) コージェネレーションシステムによる発電

未調整二酸化炭素排出量の算定に当たり、コージェネレーションシステムによる発電については、当該システムに投入された化石燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量を、別紙5に定める方法で電気と熱に按分することにより算定する。

### 3. 基礎二酸化炭素排出量及び調整後二酸化炭素排出量の調整方法

基礎二酸化炭素排出量及び調整後二酸化炭素排出量は、電気事業者が排出量調整無効化等した国内及び海外認証排出削減量等を以下の方法により把握し、これらを、未調整二酸化炭素排出量<sup>2</sup>に固定価格買取・非FIT 非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量を足したものから控除して得た量とする。

注) 基礎排出係数及び調整後排出係数の算出に用いた国内及び海外認証排出削減量等については、温対法第 26 条第 1 項の規定に基づき特定排出者が国に報告する基礎排出量及び調整後温室効果ガス排出量の算定に用いることはできない。

#### (1) 自ら排出量調整無効化等した国内及び海外認証排出削減量等

排出量調整無効化等した国内及び海外認証排出削減量等の種類ごとに、基礎排出係数の算出に用いる国内認証排出削減量等並びに調整後排出係数の算出に用いる国内及び海外認証排出削減量等の量を把握し、当該量を未調整二酸化炭素排出量に固定価格買取・非FIT 非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量を足した量から控除するとともに、根拠資料のうち表 7、表 9、表 11 又は表 11 の 2 のいずれかに必要事項を記載し提出する。

注) 自らが他の者の代理として排出量調整無効化等を実施した場合には、その国内及び海外認証排出削減量等については、自らの基礎排出係数及び調整後排出

---

<sup>2</sup>基礎二酸化炭素排出量及び調整後二酸化炭素排出量の算定の際、未調整二酸化炭素排出量のうち都市ガスの使用に対応する排出量については、報告命令第 20 条の 2 第 2 項に規定するガス事業者別の調整後排出係数が公表されている場合、都市ガスの使用量に当該調整後排出係数を乗じて算定した量を用いる。ガス事業者別の調整後排出係数が公表されていない場合、代替値を乗じて算定する。

係数の算出に用いることはできない。

(2) 自らの代わりに他の者が排出量調整無効化等した国内及び海外認証排出削減量等

自らの代わりに他の者が国内及び海外認証排出削減量等を排出量調整無効化等（以下「代理償却」という。）した場合には、排出量調整無効化等した国内及び海外認証排出削減量等の種類ごとに、基礎排出係数及び調整後排出係数の算出に用いる量を把握し、当該量を未調整二酸化炭素排出量から控除するとともに、根拠資料のうち表 8 又は表 10 のいずれかに必要事項を記載し提出する。

注) 代理償却を行った他の者が電気事業者である場合、根拠資料に記載された国内及び海外認証排出削減量等を当該他の者の基礎排出係数及び調整後排出係数の算出に用いることはできない。

(3) 国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量（以下「国内及び海外認証排出削減量」という。）の排出量調整無効化の期間について

基礎二酸化炭素排出量及び調整後二酸化炭素排出量の調整に用いられる国内及び海外認証排出削減量は、係数等算出対象年度中に排出量調整無効化されたものを対象とする。

また、係数等算出対象年度の翌年度の 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に排出量調整無効化がなされた国内及び海外認証排出削減量については、係数等算出対象年度内に排出量調整無効化されたものとみなし、基礎排出係数及び調整後排出係数の算出に用いることができるものとする（新規参入者の算出期間については別紙 1 参照）。

ただし、係数等算出対象年度の翌年度の 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に排出量調整無効化がなされ、係数等算出対象年度内に排出量調整無効化されたものとみなされた国内及び海外認証排出削減量については、係数等算出対象年度の翌年度以降の基礎排出係数及び調整後排出係数の算出に用いることはできない。

(4) 固定価格買取・非 FIT 非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量

別紙 8 に定める方法により固定価格買取・非 FIT 非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量を算定し、その内訳を表 12 に記載して提出する。

他の電気事業者との間で固定価格買取制度による買取電気の卸売買がある場合には、表 12 の 2 ②及び③に、他の電気事業者との間で発電者から調達した非 FIT 非化石電気の卸売買がある場合には、表 12 の 3 ②及び③に、その内訳を記載して提出する。

また、固定価格買取制度により買取りした電気を卸電力取引市場において卸販売を行った場合は表 12 の 2 ③、発電者から調達した非 FIT 非化石電気を卸電力取引市場において卸販売を行った場合は、表 12 の 3 ③にその内訳を記載して提

出する。

#### 4. メニュー別排出係数の算出方法

別紙9に定める方法によりメニュー別固定価格買取・非FIT非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量を算定したのち、電気事業者が排出量調整無効化等した国内及び海外認証排出削減量等を料金メニューごとに控除して、メニュー別基礎二酸化炭素排出量及びメニュー別調整後二酸化炭素排出量を算定する。最後に、メニュー別基礎二酸化炭素排出量及びメニュー別調整後二酸化炭素排出量を、料金メニューごとの販売電力量で除してメニュー別排出係数を算出する。以上のメニュー別排出係数の算出に係る内訳を、表1（メニュー別）から表12（同前）までに記載して提出する。

#### 5. 把握率の算出と公表

##### （1）把握率の算出方法

把握率は、販売電力量から二酸化炭素排出量の算定に当たり代替値を使用して算出した電気の受電電力量を減じ、これを販売電力量で除したものを百分率により表示したものとする。

##### （2）把握率の公表方法

係数等の公表に当たっては、把握率を併記するとともに、電気事業者から提出された、発電時の排出量が個別に把握できなかった理由も付記して公表する。

#### 6. 前年度報告との比較・分析

係数等の報告に当たっては、前年度報告実績を併記するとともに、前年度との差異についてその要因を分析し、理由も付記して報告する。

#### 7. 算出方法等を変更する場合の手続

係数等の設定に係る基本的な考え方及び具体的な算出方法を変更する場合には、別紙7に定める手続による。

特段の変更をしない限りは、事務的に係数等の公表手続を行う。

#### 8. 係数等及び根拠資料の再提出について

国が提出を受けた係数等の報告について、算定式の変更や計算誤り等によりその報告された内容が適切でないと思われるときは、その内容について必要な修正その他必要な措置を求めることができる。